

香芝市マスコットキャラクター「カッシー」取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市の知名度向上及びイメージアップを図ることを目的として、市のマスコットキャラクター「カッシー」のイラスト（着ぐるみの写真を含む。以下「キャラクター」という。）を利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン)

第2条 イラストの基本デザインは、別図に掲げるものとする。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等がその業務の目的で利用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道及び広報目的に利用する場合
- (3) その他市長が許諾の手続きを必要としないと認めた場合

2 申請者は、香芝市マスコットキャラクター利用許諾申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要でないとするものについては、その一部又は全部を省略することができる。

- (1) 企画書等レイアウト、デザイン、原稿等が分かる書類
- (2) 会社概要等申請者の事業内容が分かる書類（法人に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合においては、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの利用を許諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他市長が利用について不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を許諾したときは、香芝市マスコットキャラクター利用許諾通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による利用の許諾に際し、必要な条件を付すことが

できる。

(利用料)

第5条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途のみに利用すること。
- (2) 定められた形式、色等に沿って利用すること。
- (3) キャラクターの利用に際し貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (4) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに提出すること。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) その他市長が付した条件に従って利用すること。

(許諾内容の変更)

第7条 利用者が許諾内容を変更しようとするときは、香芝市マスコットキャラクター利用変更許諾申請書（第3号様式）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請に基づき許諾することが適当と認めるときは、香芝市マスコットキャラクター利用変更許諾通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による変更に係る許諾については、第4条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。

(許諾の取消し等)

第8条 市長は、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許諾を取り消し、取消しの理由を付し利用者に書面で通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたと認められるとき。
 - (3) その他市長が利用継続について不適當と認めるとき。
- 2 許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件をいかなる場合であっても利用してはならない。
 - 3 市長は、許諾を取り消された者に対して当該許諾に係る物件の回収を求めることができる。

(キャラクターに関する権利)

第9条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(利用状況の報告等)

第10条 市長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償等の責任)

第11条 キャラクターの利用を許諾したこと又は許諾を取り消したことに起因する損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

2 利用者がキャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(別図)

